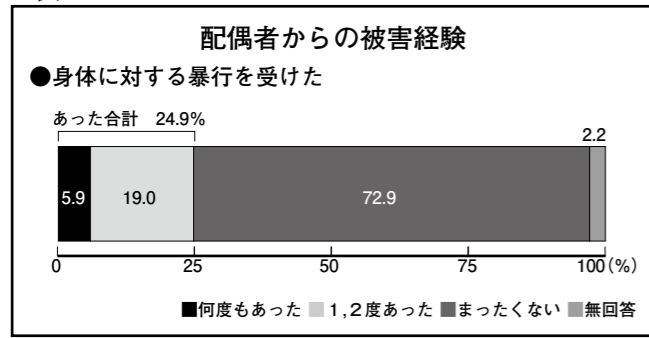


DOMESTIC VIOLENCE

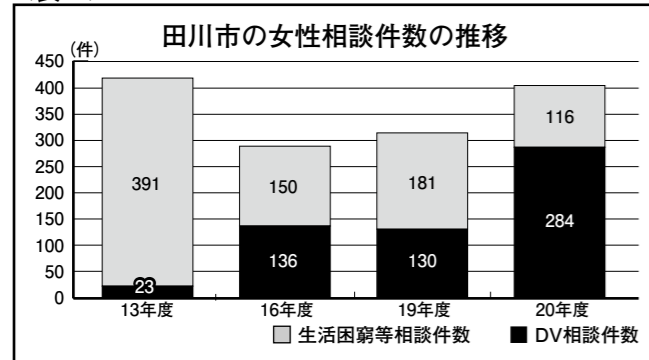
ドメスティック・バイオレンスとは？
配偶者や恋人など
親密な関係にある、
またはあった者からの暴力

ひとりで抱え込まないで

<表1>



<表2>



<ひとりで悩まず相談を>

区分	時間	相談窓口
平日 (月～金)	8:30～17:00	田川市男女共同参画センター ☎44-0159 ☎44-2000(内線576)
	8:30～17:15	田川保健福祉環境事務所 (DV相談専用電話)☎42-4850
	17:15～24:00	配偶者からの暴力相談電話 ☎092-716-0424
土・日 祝日	9:00～24:00	配偶者からの暴力相談電話 ☎092-716-0424

※各窓口とも年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

緊急な場合 田川警察署 ☎42-0110

田川市でも、DVに関する女性の相談件数は、統計を取り始めた平成13年度から年々増加し、平成20年度には約12倍にもなっています。(表2参照)

田川市でも、DVに関する女性の相談件数は、統計を取り始めた平成13年度から年々増加し、平成20年度には約12倍にもなっています。(表2参照)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動によって相手方に不快感を与え、又は相手方の生活環境を害する行為、性的な言動への相手方の対応に起因して、その者に対して不利益を与える行為、夫婦その他親密な関係にある、又はあった男女間における身体的又は精神的な暴力その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

田川市男女共同参画推進条例では、性別による差別的取扱い等の禁止を定めています。

(平成16年8月1日施行)



DVの実態
これまで夫婦間で暴力があっても家庭の中の問題として見過ごされてきました。また、家庭という人の目が届かない場所で行われるため、暴力はエスカレートし、被害が深刻化しがちです。「配偶者からの被害経験のグラフ(平成20年度内閣府調査)」を見ると、およそ4人に1人が暴力を受けた経験があることがわかります。(表1参照)

DVを防止するための法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)においては、配偶者からの暴力も犯罪行為であると明記し、裁判所による保護命令制度の導入、都道府県や市町村による「配偶者暴力相談支援センター」の設置、被害者を発見した場合の通報義務などを定めています。

問題の重要性
DV防止法においては、被害者を女性に限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。相談件数や調査結果などから、少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けていることがわかります。

家庭内や親密な対人関係において「くすぶき」と枠を設けることが「人として対等」であるべき関係を壊してはいないでしょうか。「男らしく」「女らしく」という考え方が、「自分らしく」生きることへの妨げになっていませんか。そのことに気づいた時、トンネルを抜け出すチャンスです。

勇気を持って、身近な行政の相談窓口や警察に相談してください。

- ☑ **身体的暴力**
なぐる、ける、物を投げつける、髪を引っばる、首をしめる、刃物を体につきつけるなど
- ☑ **精神的暴力**
大声で怒鳴る、ののしる、「おまえはバカだ」などの暴言を繰り返す、人前でバカにしたり恥をかかせる、何を言っても無視する、「だれのおかげで生活できるんだ」などと言う、実家や友達との付き合いを制限したり、電話・メール・手紙などを細かくチェックするなど
- ☑ **性的暴力**
性行為を強要する、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオやポルノ雑誌を見せるなど
- ☑ **経済的暴力**
生活費を渡さない、外で働かせない、借金をさせるなど
- ☑ **子どもを利用した暴力**
子どもに悪口を吹き込む、子どもに危害を加えるといったおどす、子どもの前で暴力をふるうなど

Q 子どものために我慢したほうがいいのか？

A DVはこれまで、「家庭内の暴力」「夫婦間の問題」として見過ごされてきました。しかし、暴力は、被害者だけでなく、子どもにも多くの影響を与えます。暴力を見て育つ子どもは、恐怖心で毎日不安定な生活を過ごすことになり、また、育った家庭環境から、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。これは、直接子どもに暴力を与えていない場合でも、子どもは心理的虐待を受け、ことごとく児童虐待に当たります。子どもにとって、安全・安心な生活環境が大切です。「子どものために…」と我慢する必要はありません。

Q DVの原因・背景は？

A DVの原因・背景には、「男は外で働き、女は家庭を守る」「妻は夫に従うべき、夫が妻に暴力をふるうのは、ある程度仕方がない」といった性別による固定的な意識、社会通念やまた、「妻に収入がない場合が多い」といった男女の経済的格差など、構造的な問題も大きく関係しています。また、DVは、多くの人の間で起こっている身近な問題で、年齢、学歴、職業、収入に関係なく暴力は起きています。

Q 暴力を振るわれる方にも問題があるのでは？

A DVは日常生活のささいな出来事がきっかけで始まることが多いといわれています。加害者が「お前が悪いからだ」と正当化する背景には女性が男性の意に従わなければ暴力をふるってもよいという考え方があります。しかし、どんな理由があろうと暴力は許されない行為であり、ふるわれる側の責任ではありません。

Q DVは個人的なこと、特別なことなのでは？

A DVは社会全体の問題で、個人的な問題ではありません。DVの原因・背景には、「男は外で働き、女は家庭を守る」「妻は夫に従うべき、夫が妻に暴力をふるうのは、ある程度仕方がない」といった性別による固定的な意識、社会通念やまた、「妻に収入がない場合が多い」といった男女の経済的格差など、構造的な問題も大きく関係しています。また、DVは、多くの人の間で起こっている身近な問題で、年齢、学歴、職業、収入に関係なく暴力は起きています。